

## 平成27年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 5分  
閉会 午後 2時 9分

場所 第7委員会室

出席委員 山下勝矢委員長

塩野正行副委員長

清水義憲委員、岩崎宏委員、齊藤邦明委員、荒川岩雄委員、渋谷実委員、

木村勇夫委員、菅克己委員、岡重夫委員、醍醐清委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

阿部理一郎公安委員長、貴志浩平警察本部長、櫻井雅彦総務部長、

三田豪士警務部長、北澤一浩生活安全部長、荻野高史地域部長、

阿波拓洋刑事部長、後藤秀明交通部長、敦澤洋司警備部長、

早川敏夫財務局長、布川賢二監察官室長、山本淳刑事部参事官、

千装次男組織犯罪対策局長、古田土等警務課長、高野邦夫生活安全部参事官、

川上正美地域部参事官、菅沼孝二刑事部参事官、井桁勤運転免許本部長、

峯逸男交通部参事官、磯部隆一警備部参事官、関口啓一総務課長、

岩根忠広報課長、鈴木幹男会計課長、伊古田晴正生活安全企画課長、

坪信孝子ども女性安全対策課長、杉崎恵子少年課長、

愛敬進サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、大熊衛通信指令課長、

作田隆志刑事総務課長、近藤勝彦組織犯罪対策課長、松村雅彦交通企画課長、

新井文夫交通規制課長、風上正樹交通指導課長、町田武運転免許課長、

渋谷晃公安第一課長、富岡洋警備課長

[危機管理防災部関係]

小島敏幸危機管理防災部長、加藤信次危機管理課長、

普家俊哉危機管理課危機対策幹、澁澤陽平消防防災課長、

石鍋恵子化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

なし

2 請願

なし

所管事務調査

1 警察本部関係

(1) 朝霞市で発生した警察官による殺人事件について

(2) 熊谷市で発生した連続殺人事件について

2 危機管理防災部関係

台風18号関連について

## 報告事項

- 1 警察本部関係  
安全で快適な交通環境の整備について
- 2 危機管理防災部関係  
様々な危機を想定した実践的な訓練について

**【所管事務に関する質問（朝霞市で発生した警察官による殺人事件について）】**

**清水委員**

- 1 一般質問の中で、私生活上の問題点等を十分に把握できなかった点が、原因の一つであるとの本部長の答弁があった。プライバシーの問題もあり、問題兆候を把握することは大変難しいと思うが、県警では、職員の悩み事や家庭の問題等を把握するために、具体的にどのようなことを行っているか。
- 2 採用の段階で、警察官として適格性を欠く者を採用しないことが大前提であるが、県警は、採用時にどのような対策を講じているのか。
- 3 今年2月定例会で、綱紀肅正の決議を行った後、県警はどのような非違事案防止対策を行ってきたのか、また、その効果は見えてきているのか。
- 4 本部長が着任して1か月も経たないうちに、このような事件が発生したが、今回の事件の責任をどのように考えているのか。

**警務部長**

- 1 定期的に幹部による個別面接を実施し、勤務上の悩みや問題点の確認をするとともに、身上に関しては、家庭内、経済、飲酒・趣味・交友関係、健康などの事項や悩み事の有無を確認するなどして、その結果を組織内で共有し、非違事案防止のための指導を行っている。また、生活指導の一環として、異動後における家庭訪問などを行い、生活相談の必要性を認めた場合などは、生活相談員や各種相談窓口をあっせんし、不安や悩みの解決、改善等を図っている。

**警務課長**

- 2 警察官の採用に当たっては、知識や学力に偏ることなく、人物重視で、警察官としての職務能力、適格性等を多面的に見極め、適格性をより正確に判断できるような試験実施に努めている。特に、面接試験については、試験の客観性及び信頼性を確保するため、面接官を通年で選定し、面接訓練をあらかじめ行い、面接能力の向上、評価の標準化を図るなど、試験精度の確保に努めている。今後も、採用段階での見極めが非常に重要であると考えているため、警察官として適格性を欠く者を採用しないような対策により一層努めていきたい。

**監察官室長**

- 3 今年2月定例会における決議を受け、「県民の期待と信頼に応える強い埼玉県警察」を確立するため、総合的な対策を推進した。具体的には、過去の非違事案の発生状況の多面的な分析結果に基づき、飲酒癖や若者特性といった行為者の個人的な要因と文書や情報の取扱い、ハラスメント等の業務上のリスクの高い行為に重点を絞って、重点的かつ継続的な対策に組織一丸となって取り組んできた。その効果であるが、決議の前後半年間の懲戒処分者数で比較すると、決議前の懲戒処分者数は13人、決議後の懲戒処分者数は6人であり、決議後の懲戒処分者数が7人減少している。しかしながら、今回のような事案が起きたことを踏まえれば、対策はまだ道半ばであると認識しており、引き続き、非違事案防止対策に最善を尽くしていきたい。

## 警察本部長

- 4 この度、本県警察官が殺人という重大な犯罪で逮捕されたことにより、県民からの信頼が大きく損なわれてしまったことは、遺憾の極みである。このような事案が二度と起こらないよう再発防止策を徹底するとともに、治安維持に万全を期することにより、県民の信頼を一日も早く回復するよう努めることが私の最大の責務である。

## 清水委員

幹部職員による個別面接や家庭訪問をしているということだが、なかなか面接では話してもらえないことがあると思う。面接により、心の内を効果的に引き出す手法はないのか。

## 警務部長

面接によって本人が持っているものを十分に引き出すことは難しい問題もあるが、面接する際の技法、スキルの向上を図っていくことが必要である。また、面接に限らず、情報をいろいろなルートから把握する努力が必要であると考えます。

## 醍醐委員

- 1 今年4月に朝霞署から浦和署に異動して注意処分をされた後、監督責任のある担当指導者が監督されていたと思うが、どのようにフォローしてきたのか。
- 2 一般の方は、新聞紙上でしか情報を得ていない。本人への懲戒免職処分は分かるとしても、署長以下3名の処分の重さが分からない。監督責任についてどの程度自覚し、どの程度の重さの処分がなされたのか。

## 監察官室長

- 1 一般的に非違行為により処分を受けた職員は、普通の職員の指導監督より、重点的な指導が行われることになる。朝霞署における非違行為の発覚後、浦和警察署に異動させ、その後に処分を下した。非違行為については適切に浦和警察署に申し送られており、浦和警察署では、担当指導者に副署長と課長代理を指定した。しかし、異動先の所属においては、職員の申告を受け、処分後の交際は既に絶たれたものとして、交際が再燃しないよう指導を行っており、結果的に交際が継続されていることを把握できなかった。
- 2 規律違反に対する処分は、任命権者が地方公務員法の規定に基づき、組織の秩序を維持するために、責任を追及し制裁を加えるのが基本である。今回の事案を重く受け止め、まず、行為者である中野巡查部長は重大な非違事案を起こした当該職員であるので、懲戒免職処分とした。懲戒処分には至らないが、監督上の措置としての処分には、訓戒・注意の2段階の処分があり、その中で本部長、警務部長、所属長と3段階に分かれている。当該職員を管理監督すべき立場の署長、重点的に指導するためにあらかじめ指定していた副署長、課長代理への処分については、今回の事件の概要を含めて、業務管理、指導監督上の責任の度合いを総合的に考慮し、警察署長には重大な結果を招いた監督責任があるとして最も重い本部長訓戒を行い、副署長、課長代理には、指導が十分でなかった点と結果責任を考慮し、二番目に重い警務部長訓戒としている。

## 菅委員

- 1 県警察の監察規程を見ると、いろいろと監察の種類があるが、この事案は随時監察なのか、特別監察なのか。監察に該当する事案は、注意してもすぐに治らないケースがあるが、どう追跡調査するのか。

- 2 懲戒等取扱規程によると、懲戒審査委員会は警務部長をはじめとした各委員の合議制であるが、審査の中では、追跡調査を行うか、議論を行ったのか、また、結論はどうなったのか。
- 3 県公安委員長に対し、監察の実施状況を四半期に一回報告しなければならないため、公安委員長に本事案の経緯の報告が入っていると思うが、公安委員会としてどのように考えているのか。

#### **警務部長**

- 1 この事案については、個別に調査を行い、これまで原因・背景の分析を進めている。調査結果を踏まえ、必要があれば、特別監察を行う。
- 2 懲戒審査委員会においては、当該職員、それから今回の幹部責任者について、いかなる処分が適当かを審議したが、異論はないという結果であった。

#### **公安委員長**

- 3 県警察は近年監察体制を強化して、非違事案を防止するための各種の対策を推進するなど監察業務の徹底を図っている。公安委員会としても、非違事案の発生時に報告を受けており、警察本部の監察機能は十分発揮されていると認識している。また、現時点でも、必要な指導を行っており、再発防止に向けて十分な指導、厳格な管理を行ってまいりたい。

#### **菅委員**

答弁漏れがある。

#### **警務部長**

- 1 一部趣旨を取り違えてお答えした部分があった。朝霞警察署で起こした問題で4月に警務部長注意の処分を受けた件については、先ほど監察官室長から説明したとおり、懲戒処分でないこともあり、また、当時はその時点で問題が解決したと認められたことから、特別監察などの対処はしていない。

#### **菅委員**

県警察の職員の指導監督要綱第17には、家族に対しても指導するとある。本人に注意しても取り繕うだけかもしれないが、妻子に知られるなら是正しようと思うだろう。家族に対しては、誰がどこまで伝えたのか。また、今後同様の事案が出た場合、兆候を摘み取るための追跡調査が非常に重要になると思うが、基準はあるのか。

#### **監察官室長**

本人及び女性側が別れて、今後一切交際を絶つとの確約が取れたため、その段階では、その女性との関係は続かないだろうと認識した。その上で、関係が再燃する可能性やいろいろなトラブルが発生する可能性があるため、追跡調査ではないものの、処分した職員を重点的な指導対象として、特別に指導者を指定し、生活態度や勤務状況を見ていくことにした。家庭に対する指導については現在調査中であるが、浦和警察署の幹部が2回家庭訪問に行っているため、状況の確認を行っているところである。

## 菅委員

家族に対する説明の有無についての答弁が漏れている。

## 監察官室長

不倫という行為のため、直接相手の女性、相手の家族に対して伝えることはしていない。本人に対しては、家族に伝えるよう指導し、その結果を確認している。

## 菅委員

警察官の不祥事なので、監察官室の機能が問われている。いろいろと事案ごとに対処の仕方が違うのだろうが、信頼回復のためにも機能強化してもらうように、私から強くお願いしたい。私も決して警察を非難するつもりはない。川口警察署周辺では犯罪が多いので、身を粉にして働いている警察官の尽力に感謝しているが、それがゆえに、信頼失墜が発生しないよう、改善のために働いていただきたい。(要望)

## 木村委員

マスコミ等で記事が出るときに、使用されているのは、フェイスブック等のインターネット上から取った写真で、地域の人からすると、あの交番に勤めているあの警察官ということがよく分からない。これだけの重大事件があったのだから、警察としてもマスコミにきちんとした写真を提供すべきではないかという意見があったが、マスコミ等にきちんとした写真を提供できない理由があるのか。

## 広報課長

警察で保有している写真は、職員の公正かつ能率的な人事管理に資することを目的として作成しており、被疑者写真としての提供は目的外利用となるため、これまでも提供はしていない。

## 荒川委員

問題を抱えていては、いい仕事はできない。したがって、問題のある警察官を早く見つけて、すぐに対処すべきである。今回の件をいろいろな教訓として、命懸けで県民のために頑張っていたいただきたいが、本部長の決意を伺いたい。

## 警察本部長

埼玉県警察の最高責任者として、全身全霊を傾け、何としても今回の事案を徹底的に解明して、その原因、背景等から二度とこのような事案を起こさないように再発防止策を徹底し、一つ一つの事件の捜査、犯罪抑止にも努め、一人一人の警察官が力強く職務を遂行し、県民の信頼を回復できるよう、先頭に立って組織運営に努めてまいりたい。

## 委員長

委員長として一言意見を申し上げる。これからは是非とも県民の信頼回復に向けて全力でまい進してほしいと思う。本案件は現職の警察官による住居侵入・殺人事件であり、これだけでも大変な不祥事であることに加えて、以前の職務の捜査において知り得た情報、つまり、被害者の住居の金庫の場所等を知っている可能性が高い上での犯行ということで、更に罪が重い犯行であると思っている。県民から警察への不信を増幅させている。県民の生命、身体及び財産を守って治安維持の責任を最も果たすべき部署であるにもかかわらず、

今回の不祥事は何とも言いようがないほど残念である。県民の県警察への信頼を揺るがせ、県民と警察との協力や防犯活動等にも悪い影響を与えかねない。今回の事件の原因を究明し、荒川委員が申し上げたように再発防止に全力を尽くし、県民の信頼回復に努めるよう委員長からも強く求める。お願い申し上げる。(要望)

## 【所管事務に関する質問（熊谷市で発生した連続殺人事件について）】

### 齊藤委員

3件の殺人事件について、これまでの警察の対応、経緯について説明願いたい。

### 刑事部長

警察の対応の経緯について、ペルー国籍の外国人男性を取り扱った経緯から順を追って御説明する。9月13日、消防署から、「ポリスに電話してください」と話す外国人がいるとの通報を受け、警察官2名が臨場した。しかし、片言の日本語であり用件が判明しないので、警察署で話を聞くことにした。警察署において、話を聞いていたところ、同人が喫煙を希望したことから警察官1名を付き添わせ、熊谷署の玄関前で喫煙をさせた。そして庁舎へ戻る途中、突如、同人が所持品を警察署に放置したまま、反転し、自ら走って立ち去った。

その際、所持品の確認等を行っているが、何ら犯罪の嫌疑のない状況であり、同人の意に反して行動を制限したり、身柄を留め置く理由や法律上の根拠はなかった。付き添った警察官は、所持品を警察署に放置したまま立ち去ったことから後を追ったが、同人はそのまま走り去ったため、警察署では、警察犬の手配を行うとともに、当直体制ではほぼ最大限の約20名の体制で発見活動を行った。この活動中に外国人が関係する住居侵入事件が2件発生した。

翌14日、警察署では外国人の人着等を署員に指示するなどして、通常業務を通じた発見確認を行っていたところ、午後6時過ぎ、見晴町地内で第1事件を変死事案として認知した。その後速やかに現場の状況を詳しく調べるとともに、付近の聞き込み等の捜査活動を開始した。

翌15日早朝には、殺人事件であると判明したことから、刑事部長以下の殺人事件捜査本部を設置するとともに、同殺人事件の被疑者の行方が不明であることから、直ちに約80名の体制を組み、身柄確保するまで継続して、現場付近の警戒・検索活動を実施した。

このような中、翌16日午後4時過ぎ、石原地内で第2事件の発生を認知した。認知後速やかに、第2事件現場付近の聞き込み捜査を行っていたところ、同じく石原地内の居宅内で刃物を振り回す男性を発見したことから確保するとともに、居宅を確認したところ、第3事件の発生を認知した。

なお、事件の発生については、適宣、報道機関に広報をするとともに、教育委員会等にも情報提供と協力依頼を行っていた。

### 齊藤委員

- 1 9月13日に外国人男性が熊谷警察署から立ち去った後、熊谷市内で外国人が住宅敷地内に入ったとの通報がなされたときに、地域住民に対する注意喚起はできなかったのか。
- 2 翌14日に第1事件が発生したが、熊谷市への連絡などについて、どのような対応をしたのか。
- 3 熊谷警察署では熊谷市に防災無線による防犯広報を依頼する場合、どのように行って

いるのか。また、どのような事案について依頼しているのか。

### 生活安全部長

- 1 住居侵入事件に係る情報提供については、事件が住宅対象の侵入窃盗事件に関連して発生した場合や、のぞき事案に係り発生するケースが多くなっている。こうした事件等の情報については、埼玉県警察メールマガジン「犯罪情報官ニュース」により防犯情報として配信し、注意喚起をしているところである。これまで、本件のような住居侵入単独の事件については、防犯情報の提供や改めての注意喚起は行なわれていなかった。今後については、事件の捜査の過程で得た教訓事項を抽出し、情報提供、注意喚起の在り方を検討していきたい。
- 2 熊谷市等への連絡については、14日に遺体発見について報道機関へ広報を行い、前後して午後11時7分ごろに、熊谷警察署生活安全課長から熊谷市役所の警備当直へ電話連絡し、「重大事案が発生したこと」「危機管理課、安心安全課などへ連絡し、現場見分の立ち会いをお願いしたいこと」を伝えた。次いで、翌日15日、午前8時45分に、熊谷警察署の生活安全課長から熊谷市教育委員会学校教育課宛てに電話連絡で「殺人事件が発生したこと」「日本人、外国人に捉われず、不審者を見かけた場合は、110番通報をお願いしたいこと」「南小学校、その他の学校も集団下校や通学路の保護者の方や職員に対して見守りをお願いしたいこと」「メールや防災無線などで、保護者への通知をお願いしたいこと」を伝えている。なお、こうした保護者への通知依頼は、熊谷市の担当職員には伝わっていなかった。さらに、15日の午前10時には、熊谷警察署長から熊谷市長に電話で、「現場見分の立会人の派遣に対する御礼」「通学路の安全確保について教育委員会に署員から連絡させたこと」「市長からも教育委員会に通学路の安全について指示をいただきたい」旨を伝えた。また、発生地域に対しては、第1事件が発生した翌日の15日朝以降、児童の登下校時間帯に合わせて、最大87名の警察官を動員し、事件現場を通学区域とする市立熊谷南小学校及び市立荒川中学校を中心とした地域の警戒、検索活動を実施している。
- 3 熊谷警察署では、熊谷市にはこれまで防災無線による「子どもや高齢者の未帰宅事案に対する発見協力の依頼」と「振り込め詐欺に対する警戒情報の提供」について協力いただいている。熊谷市に防災無線を依頼する場合の手続きは、通常の場合、熊谷市が定める様式により、「子どもや高齢者の未帰宅事案に対する発見協力依頼」については、危機管理室へFAX送信し、「振り込め詐欺の警戒情報」については、安心安全課へFAX送信し、それぞれ依頼している。防災無線の協力依頼については、本事件で得られた教訓を踏まえ、今後、運用主体である熊谷市と連携を図っていきたいと考えている。

### 齊藤委員

地域住民からは危険な事案については、防災無線やパトカーを使った注意喚起をしてもらいたいとの声が寄せられているが、どのように考えているか。

### 生活安全部長

今回の事件においては、様々な御指摘や御意見をいただいているところであるが、これからの事件の進捗を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

### 齊藤委員

3件の殺人事件について、本部長としてのどのような認識を持っているのか。

## 警察本部長

今回の事件において、熊谷市内において6名の方々がお亡くなりになったものである。亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈りするとともに、御遺族にお悔やみを申し上げる次第である。県警察では、現在、組織を挙げた捜査活動により、事件が発生するに至った経緯も含めた事案の全容解明に向け、全力を尽くしているところである。本件は、誠に痛ましく、残忍かつ凶悪な事件であり、今後徹底した捜査を推進するとともに、6名の方々の尊い命が奪われた事実を重く受け止め、しっかりと教訓事項を抽出し、公安委員会に報告するとともに、公表も行い、今後の情報発信活動や予防警戒活動などの警察活動に確実に生かしてまいりたい。

## 齊藤委員

熊谷の事件は、朝霞の事件とは違う部分もあるが、痛ましい事件が起きたという意味においては、同じように捉えている県民も多いと思う。警察、学校の先生、議員はとかく叩かれがちで、一人が何かをやった場合、全員が悪く見られる傾向があり、警察官の場合は特にその風潮が強いように感じる。しかし、大半の警察官が一生懸命やっていることは、国民みんなが分かっていることなので、是非胸を張ってしっかりやっていただき、県内の治安維持に努めていただきたい。(要望)

## 岡委員

先ほど生活安全部長から熊谷市に対して防災無線を使って注意喚起をしてほしいと要請をしたという話があった。ところが、新聞報道によると、熊谷市長はそういう要請は受けていないので訂正してほしいという極めて異例なコメントを出したとのことである。その後、警察は電話で依頼したとコメントを出していたが、そのような食い違いの実態について伺いたい。

## 生活安全部長

防災無線については、教育委員会への連絡の中で、メールや防災無線などによるお願いをしたが、このことは熊谷市には伝わっていなかった。私どもとしては、正規の手続きである文書での依頼をすべきであったと考えている。今後、これらを教訓として活動に生かしてまいりたい。

## 岡委員

熊谷市長のコメントは、普段地域で防犯に取り組んでいる方々の間で、そのような行き違いがないようにしてもらいたいという希望を含んだものだと思う。今回の件を教訓として、今後このようなことがないようにしてもらいたい。(要望)

## 菅委員

- 1 外国人が熊谷警察署から立ち去った日の20人体制の検索について、何時まで行っていたのか、事実関係を伺いたい。
- 2 当日は日曜日であったが、休日における外国人に対する通訳要請は、どのような対応がなされているか。
- 3 防災無線を活用して、外国語で不審者へ直接呼び掛けができなかったのか。そのような取組みはないのか。

## 刑事部長

- 1 午後8時40分まで検索を実施していた。検索では、警察犬を要請し警察犬による追跡なども行っていた。
- 2 午後3時04分に警察本部当直にスペイン語の通訳要請を行った。当直では、民間の通訳人名簿から検索を行い、午後3時07分ころ、該当する民間通訳人に依頼をした。午後3時08分ころ、当直から警察署に対し、通訳要請済みであると連絡があり、警察署から通訳人に対し直接連絡し、電話通訳を依頼するよう指示がなされた。通訳の手配自体は比較的スムーズに行ったと認識しているが、午後3時20分ころから、当該男性がトイレや喫煙を申し立てたことから、通訳は実施されていなかった。外国人を取り扱った最初の午後1時30分ころから最終的に通訳を介して話をするところまで、非常に時間がかかったことも事実である。今後、教訓事項を引き出し、生かしてまいりたい。
- 3 防災無線は住民に情報が直接到達するので非常に有用な伝達手段であると認識している。場合によっては逃走する被疑者にも到達し得るものであり、御指摘のとおり、有効に活用できる可能性もある。他方で、防災無線については、騒音の問題、夜間放送することの是非など、様々な検討を行う必要があるとともに、防災無線の運用主体である行政機関との連絡を密にして考えていかなければならない課題である。

## 菅委員

被疑者かどうか分からないので、判断が難しかったようだが、窮地に追い込まれていることは確かである。検索を午後8時40分に打ち切った判断は正しかったのか。

## 刑事部長

立ち去った男については、走り去ったということでは不審点はあるが、立ち去った段階では具体的な不審性や犯罪の嫌疑がなかった。他方で、逃走の過程では、立ち去った男が発生した住居侵入を行っているか、必ずしも明らかではなかった。住居侵入事件は比較的軽微な犯罪であり、当時としては、将来、殺人事件に至るという予測はできていなかった。そのため、他の業務への支障も勘案し、午後8時40分で捜索をいったん打ち切り、以後、通常勤務での捜索を行うと警察署が判断したものである。もし当該外国人男性を確保し、丁寧に事情聴取していれば事態の展開が変わったものになった可能性があることは、御指摘のとおりである。現在、事件の全容を解明しているところであり、対応の経緯についても改めて確認し、教訓事項を抽出し、今後の警察活動に生かしてまいりたい。

## 菅委員

難しい判断だとは思いますが、検索を続けるべきだった。今後の教訓にしていきたい。  
(要望)

## 岩崎委員

- 1 熊谷の事件については、結果論でもの言えないが、大事なパスポートや所持品を置いて立ち去ったのだから、もうひと踏ん張りして確保していれば、なんとかなったのではないか。
- 2 若い女性がナイフを持った男にけがをさせられたが、防災無線で広報されないことがあった。周囲の住民としては安心できないものであるが、犯罪発生時の広報について伺いたい。

- 3 今回の事件を検証していく中で、遑ってどこに要因があったのか分かったと思うが、防災無線の利用については、しっかりとしたマニュアルを作る必要があるのではないか。

#### **刑事部長**

- 1 委員の御指摘を重く受け止めて、今後の警察活動にしっかり生かしてまいりたい。

#### **生活安全部長**

- 2 防災無線を含めて、事件の広報は、地名などからでも個人が特定されるおそれもあり、性犯罪などについては特に慎重に取り扱う必要があることを御理解願いたい。
- 3 マニュアルの整備については、現在、把握している中で協定や覚書を取り交わしている市町村は、協定が5市、覚書が2市2町にとどまっている。事件の教訓を踏まえ、市町村の意見も聴きながら対応してまいりたいと考えている。

#### **荒川委員**

防災無線による広報についてであるが、捜査に支障があるとしても、住民が助かった方がよい。文書などによる手続きを経なくても防災無線で広報をするようにしてもらいたいが、考えを伺いたい。

#### **生活安全部長**

ただ今の御意見も踏まえて、適切に対応していきたい。

---

### **【所管事務に関する質問（台風18号関連について）】**

#### **岡委員**

鬼怒川決壊の災害対応で、防災ヘリが常総市に出動したが、自衛隊、警察、防災ヘリ、海上保安庁のヘリ、マスコミのヘリが1か所にかなり集中し危険であったと思うが、防災ヘリはどこの指揮下に入って活動したのか。

#### **消防防災課長**

茨城県の災害対策本部において、自衛隊、警察、消防が集まり救助が必要な地域のエリア分けを行ったので、最終的には茨城県の指揮下に入ったと言える。

また、消防の担当エリアについては、茨城県防災航空隊が各消防防災ヘリに救助案件を割り振っており、そうした点では、本県航空隊は、茨城県防災航空隊の指揮下で活動を行ったということになる。

#### **岡委員**

今回は接触事故がなくてよかった。マスコミヘリと救助ヘリの間で安全を守る協定などはないと思うが、マスコミのヘリは危険でなかったのか。

#### **消防防災課長**

報道ヘリが救助の支障になったのではないかとといった報道があったため、実際に現地で活動した防災ヘリのパイロットに確認したところ、報道ヘリの接近による危険はなかったとのことであった。

## 岡委員

あらかじめ協定を結んでおくべきだと思うが、国土交通省に規制を要請するということが県として可能か。

## 消防防災課長

御指摘については、日本新聞協会で航空取材要領が制定されているが、取材時の高度や救助ヘリへの配慮等については規定されていない。茨城県からの要請を受けて、国土交通省が取材ヘリに対して、高度を上げるように情報を流したところ、従前よりも安全性が確保されたと聞いている。今後、茨城県と相談しながら対応したい。

## 岡委員

ヘリの高度には規制があり、人命救助の場合は除外される。事故が起きた時に責任の所在が分からなくなるので、マスコミのヘリ取材について、文書での協定をお願いします。(要望)

## 清水委員

- 1 鬼怒川では破堤や越水が生じた。常総市若宮戸地区内のソーラーパネルの設置が越水を引き起こしたとの報道もある。報道されたソーラーパネル設置箇所の状況を把握しているか。
- 2 本県で、利根川の堤防を利用したソーラーパネル設置工法の調査の予算が提案され、修正されたということだが、一般論として堤防にソーラーパネルを設置することに問題はないのか。
- 3 堤防にソーラーパネルを設置することに何らかの支障があるとすれば、危機管理防災部は構想段階から環境部に対し意見すべきではなかったのか。
- 4 鬼怒川の氾濫では、避難勧告等の遅れなどが指摘されている。常総市の対応等から得られた教訓は何か。
- 5 教訓を踏まえて、今後、県としてどう取り組んでいくのか。

## 消防防災課長

- 1 国土交通省の記者発表レベルで状況を把握している。
- 2 堤防を含めた河川区域内の土地を排他的に使用する場合や工作物を設置する場合には、河川法に基づき許可を得なければならない。この許可に当たっては、河川法の目的である治水、利水、環境に照らし合わせ河川管理者が判断すべきものと理解している。しかし、一般論として言えば、堤防そのものの設置目的は洪水による災害の未然防止にあるので、工作物の設置により堤防機能が低下しないことが大前提であると考えます。
- 3 県民の安全確保の観点から、庁内各部局間で常に意見交換することは当然と考えている。一方で、個別施策の具体化は、担当部局が責任を持って関係機関等と調整を行いながら構築している。今回のケースでは事業化に至っていないが、堤防機能の低下がないという安全性が確認され、県として事業化することが決定された場合には、関係部局が責任を持って河川管理者である国と協議することになると考える。この件については、平成27年2月の予算特別委員会の諸井委員からの質問に対し、知事は、「もし構造物が堤防を弱めるのであれば絶対にできない」と答弁している。本件については、所管の課長とも意見交換をしており、所管の課長も「ソーラーパネル設置に当たっては安全確保が第一である」と話していた。

4 本県では、6市町が避難勧告を、4町が避難準備情報を発令したが、特にトラブルがあったとは聞いていない。新聞報道等によれば、常総市では避難判断のマニュアルがなく、避難の呼び掛けが後手に回るケースや防災行政無線が聞こえなかったケースがあったようである。防災情報は受け手である住民に伝わってこそ、その役割を果たすものであると再認識した。

5 避難勧告等の発令・伝達を迅速・確実に行うためには、災害の種類や危険性に応じ、どのような判断をするべきかなど、発令基準や伝達方法を前もって定めておくことが必要である。このため県では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成例」を策定し、避難勧告等を判断する基準などを作るよう市町村に働き掛けてきた。市町村が正確な情報に基づき適切に避難勧告等を発令できるよう、引き続き支援していく。まずはマニュアル作成率を100%とし、次に、マニュアルを使って図上訓練の機会等で訓練するなどの支援をしていきたい。

#### **清水委員**

危機管理防災部は、各施策について全庁を横断して安全を確保する責務があると思うがどうか。

#### **危機管理防災部長**

県民の安心・安全を守ることは、県政の大原則である。危機管理防災部の存在意義を考え、今後もより一層、意見交換、情報交換について、肝に銘じて取り組んでいきたい。

#### **荒川委員**

堤防にソーラーパネルを設置する事業は、予算があれば続いていたと考えてよいか。

#### **危機管理防災部長**

他部局のことであり詳細までは分からないが、予算は工法等の調査であったと聞いている。意見を求められれば、活発に意見交換がなされ、危機管理防災部としては、きちんと堤防の役割を申し上げていたものとする。

#### **荒川委員**

担当部局が安全であると言った場合に、意見を求められて止めろと言えるのか。

#### **危機管理防災部長**

現在、環境部では予算がないため、調査はしないと聞いている。常総市の例を目の当たりにして堤防の重要性が改めてよく分かったところである。堤防の本来の目的について、思いを新たに職員間で意見交換しているところである。